

教育界の新時代にアクセスする!!

V PRESS

for Contemporary Education — ブイプレス

2007
vol 5

- **新しい教育課題への挑戦** 北 俊夫
- **中教審が考える教育内容等の改善の方向** 田村 学
- **学校・地域における不審者対策** 渡邊正樹

パワーアップ 学習成績診断ソフト

ひまわり先生 2007

のココがすごい!

+

私の = 特別寄稿 =

ひまわり先生 活用法



学ぶことが好きになる。

光文書院

もくじ

新しい教育課題への挑戦—変化する社会への対応— 北 俊夫…………… 1

中央教育審議会が考える教育内容等の改善の方向 田村 学…………… 6

学校・地域における不審者対策—これまでとこれから— 渡邊正樹…………… 10

「ひまわり先生 2007」のココがすごい！
…………… 14

特別寄稿 私の「ひまわり先生」活用法

①これは使える！！「ひまわり先生」を使って子ども達のための時間の確保を！
池田直人…………… 18

②ひまわり先生と共に成長
長嶺文士郎…………… 21

③学校評価システムの構築と担任による評価のシステム化
今林裕次…………… 24

改正教育基本法と旧教育基本法の比較
…………… 28

新しい教育課題への挑戦

—変化する社会への対応—



●●●● 岐阜大学教授 北 俊夫

1 社会の変化と新しい基礎・基本

これまでも各学校では、国際理解、環境、情報、福祉、健康など教科横断的な教育課題について、総合的な学習の時間などを活用して精力的に取り組んできた。これらについての学習は、社会を理解し社会のなかで人々や事象などと望ましいかかわりを創り出すために重要な役割をもっている。こうした教育課題について理解と認識を深めることは、「教科の基礎・基本」とともに、生きていくために必要な「もう一つの基礎・基本」である。

社会の新しい動きを把握すると、学校が取り組むべき課題が明らかになってくる。現代の社会においては、次のような課題が社会問題として提起されている。これからの学校では、これらの課題について主体的に解決する能力とともに、社会に創造的にかかわる実践力を育てることが求められている。

- ・フリーターやニートなど、定職をもたない若者が増加している。いわゆる団塊の世代の大量退職時代を迎え、労働力不足が予想されている。
- ・わが国の少子化傾向はさらに進行することが予想される。人口減少時代を迎え、経済成長に大きな影響を与えるようになる。
- ・食生活、食習慣の乱れによって、小学生の頃から生活習慣病が発症するなど、健康な体が維持されなくなっている。食をめぐる安心・安全が社会問題化し、正しい知識をもつことが必要になってきた。
- ・社会のシステムや生活のスタイルの急激な

変化によって、わが国固有の伝統や文化を理解したり、継承・発展させたりすることが困難になっている。このことが日本人としての座標軸をもちにくくしている。

- ・地球環境の変化も影響して、全国各地でさまざまな自然災害が多発しており、かけがえない生命や貴重な財産を守る取り組みが求められている。
- ・カードやインターネットによる買い物や投資など、お金が実際に見えにくい社会状況が一層進行し、お金や金融に対する理解や認識を深めることが求められている。
- ・規制緩和によって自由な経済活動が展開できるようになってきた。それに伴ってこれまで想定されていなかったさまざまなトラブルが生じることが予想され、それらの解決や調整が必要になってくる。

本稿のテーマや見出しに「新しい教育課題」「新しい基礎・基本」と表記したのは、次のような理由による。これまで全教育活動を通じて取り組んできた教育課題に、国際理解教育、環境教育、情報教育、消費者教育、福祉教育、人権教育などがある。これらの課題はいずれも、これまでの学校教育のなかで精力的に展開され、大きな前進が見られるようになった。しかし、十分に解決している状況にはないことから、これからも引き続き取り組んでいくことになる。

これまで取り組んできた従来型の課題に対して、前述したように社会の変化によって、新しく提起されている課題が「新しい課題」である。例えば、キャリア教育、食育（食に

関する指導), 伝統文化教育, 防災教育, 金融教育, 法教育, 起業家教育などがあげられている。こうした「新しい教育課題」は、いずれも社会の変化に伴って浮上してきた新しい課題である。変化する社会において主体的、創造的に生きていくためには、これらの課題についての基本的な知識や技能, 能力などを学校教育でしっかり身につけることが求められる。その意味で「新しい教育課題」は「21世紀型の新しい基礎・基本」である。

2 新しく提起されている教育課題

(1) 職業観, 勤労観を育てるキャリア教育

今, 若者を中心にフリーターとかニートと呼ばれる社会現象が話題になっている。フリーターなどが増加している背景には, 必要なものはいつでも手に入れることができるという社会環境が影響している。物質的に豊かな社会が生み出した一つの現象であるともいえる。しかしそれ以上に, 子どもたちが働くことに対する基本的な知識や意義, 望ましい職業観, 勤労観を十分身につけていないためであると思われる。こうした課題に対応して提起されているのがキャリア教育である。文部科学省は, キャリア教育を単なる職業指導や進路指導ではなく, 「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し, それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度を育てる教育」であると定義している。社会人を育てるための新しい生き方教育が求められている。

国立教育政策研究所生徒指導研究センターが作成した「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進に関する調査研究」(平成14年11月)では, 次の四つの能力形成を求めている。

- ・人間関係形成能力(自他の理解能力, コミュニケーション能力) — 他者の個性を尊重し, 自己の個性を発揮しながら, さまざまな人々とコミュニケーションを図り, 協力・

共同してものごとに取り組む。

- ・情報活用能力(情報収集・検索能力, 職業理解能力) — 学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し, 幅広く情報を活用して自己の進路や生き方の選択に生かす。
- ・将来設計能力(役割把握・認識能力, 計画実行能力) — 夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え, 社会の現実を踏まえながら, 前向きに自己の将来を設計する。
- ・意思決定能力(選択能力, 課題解決能力) — 自らの意思と責任でよりよい選択・決定を行うとともに, その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する。

キャリア教育は社会科, 道徳, 特別活動, 総合的な学習の時間などと特にかかわりが深い。しかし, 生き方教育そのものであることから, 学校生活のあらゆる場面で総合的, 関連的に指導することが期待されている。

(2) 食育(食に関する指導)

平成17年7月に食育基本法が施行されたことにより, 食育が新しい教育課題としてクローズアップされてきた。本法律の前文には, 「国民の食生活においては, 栄養の偏り, 不規則な食事, 肥満や生活習慣病の増加, 過度の痩身志向などの問題に加え, 新たな『食』の安全上の問題や, 『食』の海外への依存の問題が生じており, 『食』に関する情報が社会に氾濫する中で, 人々は, 食生活の改善の面からも, 『食』の安全の確保の面からも, 自ら『食』のあり方を学ぶことが求められている」と, 「食育」推進の重要性を訴えている。

子ども一人一人が健康や体力を維持するためには, 食生活を改善し, 望ましい食習慣を身につけることが不可欠である。食べるという行為は, 健康な体を維持するための営みである。子どもを取り巻く食環境を見ると, いまや食べたいものは何でも手に入る飽食の社会である。そこでは, 食品の栄養に関する基

礎的な知識，バランスのある選択能力，好きなものだけを食いたいという気持ちを抑制し自己コントロールする能力，選んだものは残さずに食べるという物を大切に作る心，嫌いな物も食べてみようとする意欲や挑戦力などさまざまな資質や能力が必要になる。

食べることは毎日のことである。その意思や態度はよきにつけ悪しきにつけ徐々に習慣化していく。食に対する正しい知識と能力と態度は子どもの頃から身につけさせる必要がある。その一義的な責任は保護者にあるが、保護者の養育に対する価値観が多様化し、養育態度に変化が見られるようになったことから、学校教育の果たす役割が一層重要になってきた。

学校には「給食の時間」という食についての実践的な場が月曜日から金曜日まで毎日用意されている。この時間の指導を核にしなが、教育活動全体のなかで食育に取り組むことが今日的な課題となっている。食育推進のポイントは次の三点である。

- ・教育活動全体のなかで広く行う。食にかかわる指導内容は給食の時間を中心に、社会科、理科、生活科、家庭科、体育のほかに道徳、特別活動に位置づいている。また、健康教育の観点から、総合的な学習の時間に取り上げることができる。全教育活動の場で、相互に関連づけながら意図的、計画的に行うようにする。
- ・食育を全校ぐるみで推進する。校長のリーダーシップのもと、学級担任、給食主任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、調理職員など全教職員が一丸となって推進する。
- ・学校は保護者や地域住民と連携を取りながら一体になって実施する。食に関する教育やしつけは、家庭においても行われる。学校における食育は、家庭や地域社会との密接な連携なしには考えられない。

(3) 伝統文化教育

学校において、わが国や郷土の伝統や文化に関する教育（伝統文化教育）を推進することが求められている。平成15年3月に中央教育審議会がとりまとめた「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申では、「日本の伝統・文化の尊重，郷土や国土を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」をあげ、「グローバル化が進展する中で，自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め，尊重し，郷土や国を愛する心をはぐくむことは，日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で，極めて大切である。同時に，他の国や地域の伝統・文化に敬意を払い，国際社会の一員としての意識を涵養することが重要であり，これらの視点を明確にする。」と解説されている。自分が生まれ育っている地域や国の伝統や文化を理解させることは，それらに対して誇りと自信と気概をもち，大切にしようとする心情を育てるうえで重要な意義をもっている。伝統文化教育は，次代の日本の社会づくりだけでなく，国際社会において積極的に貢献しようとする日本人を育てる重要な教育である。こうした趣旨は，改正された教育基本法に条文化されている。

伝統文化教育のねらいは，日本人としてのアイデンティティを育てることにある。国際社会で生きていくために必要な軸足をしっかり固めることである。わが国の優れた伝統や文化の特色やよさを理解することは，先人の創り出した文化に対して誇りをもち，さらに継承・発展させていこうとする意欲と態度の醸成につながる。また，日本人としての自覚と誇りをもち，国際社会において自信をもって生きていくことにもつながる。

伝統文化は，意図的に守り継承しようとしなければやがて消滅していく。各地域で伝統的な産業や芸能の後継者に悩んでいることから推察できるように，一旦途切れてしまうと，再び復活させることが非常に困難である。

伝統文化を守るためには努力とエネルギーが伴う。わが国の伝統文化に対する理解と関心を深める教育は、戦後60年を経た今日、戦後教育の総括からクローズアップされてきた学校教育の重要な実践課題である。

(4) その他の教育課題

① 自然災害に対する防災教育

台風や大雨によって、暴風雨、洪水、土石流、地すべり、がけ崩れなどの災害が全国各地で起こっている。わが国は自然災害の多い国である。豪雪によって家屋が倒壊し、土石流などによって多くの人命が奪われている。この他にも、地震、津波、火山の噴火などいつ起こるか予知さえできない災害があり、これらはかけがえのない生命や貴重な財産を一瞬に奪う恐ろしい災害である。

国や地方公共団体は、いつでもどこで災害が起こっても被害を最小限に食い止めることができるよう、最善の防止策をとっている。地域住民もそれなりに備えている。しかし、災害が猛威を振るい、その限度を越えてしまうことがある。地方公共団体などが災害情報を提供しているが、それが遅れたり余儀なく災害に見舞われたりすることもある。これからは国や地方公共団体の事業や対策（公助）だけでなく、地域住民一人一人が自然環境の変化や前兆現象を察知するとともに、危険予知能力や危険回避能力を発揮して、住民が協力し合い（共助）ながら、自らの生命や財産は自らが守ること（自助）が大切になっている。

こうした観点からの防災教育が求められている。自然の引き起こす災害だけでなく、人間の不注意が起こす災害も含めて、それぞれの地域の環境や実態を踏まえて適切に対応し行動できる能力の育成が必要となる。

② お金や金融に関する教育

お金や金融に関する教育（金融教育）は、金融庁や金融広報中央委員会が展開している

教育課題である。金融教育は「モノやお金を大切にすることを通してお金や労働の価値を知り、感謝と自立の心を育てることによって人間形成の土台づくりを目指す幅広い教育」である。さらに「経済の仕組みや個人としての生き方、実践的な消費者教育等」を盛り込んだ課題として定義されている。従来の金銭教育を包含し、消費者教育、キャリア教育、経済教育、法教育などとも関連している。

金融教育の背景には、近年、金融の分野においてさまざまな金融商品や新しいサービスが提供されるなど、社会の金融環境が大きく変化していることがあげられる。金融に関する自由化と規制緩和のなかで、私たちは自らの判断と責任で主体的に選択・決定することが一層求められるようになった。

このことから、子どもたちにも学校教育で金融の仕組みや取引のルールなど、金融・証券・保険に関する基礎的な知識を身につけさせることが必要になってきた。金融教育には自分の身は自分で守る、自分が選択したことは自分で責任をとるという原則や、経済活動に主体的にかかわることが社会の活性化につながることを理解させるところにねらいがある。金融教育は自らの生き方を考え、生きる力を育むための教育である。

③ 法や司法に関する教育

今、社会のあらゆる分野で構造改革が進行中である。その潮流は地方分権と規制緩和である。さまざまな規制が外され自由に社会活動ができるようになってきた。世の中がいかに自由になっても、最低限の社会的ルールである法律を守ることが求められる。新しいトラブルが生じた場合には、裁判所などで法律や条例にもとづいて処理される。

わが国では、平成21年5月までに裁判員制度がスタートする。これは国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人や傷害致死など重大事件の刑事裁判で裁判官と一緒に裁決する

制度で、国民の感覚を裁判の内容に反映させようとするものである。裁判員は、選挙権のある人のなかから抽選で候補者名簿がつくられ、そこから事件ごとにくじで選ばれる。子どもたちも将来裁判員に選ばれる可能性がある。

こうした社会背景から、学校教育で子どもたちに裁判の仕組みや司法の役割、法律の意味や役割について、最低限の基礎知識を身につけておく必要がでてきた。

④ 起業家教育

経済産業省が中心になって全国規模で推進している事業に「起業家教育促進事業」がある。これでは、「自分の会社を興す」「自分の店をもつ」ということも将来の進路選択の一つとして位置づけている。そのために必要な基礎的な知識や能力を身につけ、チャレンジ精神をはじめ、課題発見力、問題解決力、交渉力、創造力、決断力など社会人やビジネスに求められる能力を育てるようにしている。

起業家教育は、学校教育のなかに社会経済の仕組みを取り入れた、子どもの自立を目指す新しい教育である。将来、起業家になることも生きていくための選択肢の一つとしながら、子どもたちに将来のことを考えさせる生き方教育である。自己の生き方を考えさせる際に、その教材として経済活動を活用するものである。既に、総合的な学習の時間を活用し、地域の商工会議所などと連携したユニークな実践も報告されている。

3

新しい教育課題を推進するに当たって

最後に、これらの新しい教育課題を各学校で推進するとき、実践にかかわる課題として考えられることを三点指摘したい。

その一つは、学校や教師がこれらの教育課題について研修の機会をもつことである。もっとも手軽なのは校内での研修である。提起

されている教育課題の背景、教育の内容や方法、教育課程への位置づけなどについて協議し、最低限の知識をもつことが大切である。

これらの教育課題は、学校において十分な市民権を得ているとはいえない。一部の学校や教師にとどまっているのが現状である。そのため、関係機関や団体からのリーフレットの提供、専門家による講演会の開催、施設・設備の見学会などがある。教育センターなどが研修講座にこれらの課題研修を組み入れる方法もある。教育委員会や関係機関が先進的に推進する学校を指定して、研究・実践した成果を文書や発表会、ホームページなどで公表することも効果的である。

その二つは、教育課題にかかわる関係機関が、指導に必要な教材や子ども向けの副読本を作成し、学校に提供することである。現在の教科書には、これらの教育課題に関する記述が必ずしも十分ではない。地域性があることから、その地域ならではの教材と、全国の学校で共通して使用できる教材から構成されているとよい。教材や副読本は、校種ごとに、教科等との関連も考慮して作成されることが望ましい。教材の作成には、教員など教育関係者が参画することが大切である。教材等の提供後には、学校での活用状況についての情報を指導事例集としてまとめて、学校にフィードバックされるとよい。実践の交流会を開催することも考えられる。

学校や教師が地域の教材を開発することも大切である。地域の関係機関や人たちと連携・協力して指導する体制を確立する必要もある。

いま一つは、地域から支援されるサポート体制を整えることである。教師はこれらの課題について必ずしも専門家ではない。地域の機関や施設、NPOなどの法人や団体などからのサポートが必要である。地域の関係者と共に推進組織を立ち上げる方法もある。

出前授業を提供している機関や団体なども数多くあり、各学校で積極的に活用したい。

中央教育審議会が考える教育内容等の改善の方向



●●● 文部科学省教科調査官 田村 学

1 はじめに

改正教育基本法が成立し、「戦後教育の転換点」などの言葉が新聞各紙の一面を飾った。また、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていくため内閣に設置された教育再生会議からも、第1次原案の話題が連日報じられている。

このように新聞やテレビ、ラジオなどのマスメディアから、教育に関する話題が繰り返し大きく発信されている。これほどまでに教育問題が大きく取り上げられたことも少ないのではないだろうか。

私たちは溢れるような教育に関する情報の中から、正しく情報を選択し、その情報を活用して自らの考えを確実にしていかなければならない。あまりにも多くの情報があることや時として不適切な情報が流れることを考えると、私たちが情報を適切に取捨選択することが非常に重要であることは説明を待たないであろう。

こうした状況の中、私は、文部科学省から発信される情報を確実にキャッチし、その情報を基盤として、各自が教育実践に生かしていくことが重要であると考えている。その意味からも、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会から出された審議経過報告（平成18年2月13日）が現時点の情報としては確かなものであると考えることができよう。

それでは、この審議経過報告では、今後の教育内容の改善に向けて、どのようなことを示しているのだろうか。

2 現行学習指導要領の考え方と課題

現行の学習指導要領では、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（確かな学力）、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性（豊かな心）、たくましく生きるための健康や体力（健やかな体）などの「生きる力」をはぐくむことを大切にしている。そのために、教育内容の厳選、選択学習の幅の拡大、個に応じた指導の充実、総合的な学習の時間の創設などを行ったのである。

しかしながら、学習指導要領のこうしたねらいを十分に踏まえた指導がなされていない取組も見受けられることから、現行の学習指導要領についての見直しが進められているのである。とはいえ、これからの変動の激しい社会にあっては、先に記した「生きる力」の育成はますます重要であることは確かである。

このような認識から、中央教育審議会では、「生きる力」の育成を実現するための手立てを講じることが課題であるということを確認し、その課題を解決する方法が議論されてきたのである。

3 人間力の向上を図る教育内容の改善

現行の学習指導要領が目標としている「生

きる力」の重要性や必要性は、教育課程部会において改めて確認されている。これからの社会においては、「生きる力」を備えた自立した社会人を育成することが求められているのである。しかし、「生きる力」が茫漠としているとの指摘を受け、実社会や実生活との関係で「生きる力」をより具体化し、学校や社会との共通認識を形成することを教育課程部会では考えてきた。その際に参考にしたのが、社会の側からの視点や国際的な通用性からの視点であった。

(1) 人間力戦略研究会

社会の側からの視点としては、内閣府人間力戦略研究会の「人間力戦略研究会報告書」（平成15年4月）を基にした「人間力」などを参考にした。

「人間力」の定義は「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」としており、以下の構成要素を備えている。

- ①「基礎学力」「専門的な知識・ノウハウ」をもち、自らそれを継続的に高めていく力。また、それらの上に応用力として構築される「論理的思考力」「創造力」などの知的能力的要素
- ②「コミュニケーションスキル」「リーダーシップ」「公共心」「規範意識」や「他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高め合う力」などの社会・対人関係の要素
- ③これらの要素を十分に発揮するための「意欲」「忍耐力」や「自分らしい生き方や成功を追求する力」などの自己制御的要素

また、「人間力」は、それを次のような活動によって発揮させるものであるとしている。

- ①職業人としての活動に関わる「職業生活面」
- ②社会参加する市民として活動に関わる「市民生活面」
- ③自らの知識・教養を高め、文化活動に関わ

る「文化生活面」

こうして定義されている「人間力」は、上記の三つの要素を総合的にバランスよく高めることが肝要であるとの考えから、「生きる力」と同じ趣旨のものであると教育課程部会では考えてきた。

この「人間力」を一つの考え方として用いることは、現実社会の中ではどのような力が必要とされているのかを明らかにし、学ぶ意義や目的を明確にしようとしたものと考えることができる。

(2) OECD の PISA 型学力

国際的な通用性という視点としては、「OECD 生徒の学習到達度調査」（PISA 調査）の概念的な枠組みである「キー・コンピテンシー」という考え方を参考にしてきた。

OECD の DeSeCo プロジェクトでは、実社会や実生活で活用できる能力（コンピテンシー）の中でも鍵となる「キー・コンピテンシー」を定義し、そのフレームワークを明らかにした。求められる能力を定義する際には、次の三つの条件や基準を基にして検討した。

- ①社会や個人にとって価値ある結果に貢献すること
- ②幅広い文脈において、重要で複雑な要求や課題への適応に有用であること
- ③特定の専門家だけではなく、全ての個人にとって重要であること

こうした条件や基準は、多様化が進み相互につながりあった世界において、正常に機能する能力の育成こそが欠かせないとの考えを背景にしている。

こうして OECD は三つの広域なカテゴリーをもったキー・コンピテンシーを以下のように分類したのである。

- ①相互作用的に道具を用いる
- ②異質な集団で交流する
- ③自律的に活動する

「相互作用的に道具を用いる」の道具とは、言語、情報、知識などといった社会文化的な道具を意味している。その上で、「言語、シンボル、テキストを相互作用的に用いる能力」「知識や情報を相互作用的に用いる能力」「技術を相互作用的に用いる能力」が定義されている。

「異質な集団で交流する」では、「他人とよい関係を作る能力」「協力する能力」「争いを処理し、解決する能力」としている。

「自律的に活動する」では、「大きな展望の中で活動する能力」「人生設計や個人的なプロジェクトを設計し実行する能力」「自らの権利、利害、限界やニーズを表明する能力」としている。

中央教育審議会教育課程部会のこれまでの議論では、先に記した社会的な視点や国際的に通用する視点を参考にしながら、「生きる力」を明確にするために以下の三つの構成要素に分類し整理してきたのである。

①主体性・自律性

(例) 自己理解(自尊)・自己責任(自律)、健康増進、意思決定、将来設計

②自己と他者との関係

(例) 協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成

③個人と社会との関係

(例) 責任・権利・勤労、社会・文化・自然理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決

4

確かな学力の育成

それでは、教育課程部会では、「確かな学力」については、どのように考え、議論を進めてきたのであろうか。

学力観については、様々な議論があるものの、基礎的・基本的な知識・技能の育成(い

わゆる習得型の教育)と、自ら学び考える教育(いわゆる探究型の教育)とは、二者択一的にとらえるべきではなく、総合的に育成すべきであると考えてきた。その上で、この両者の関係を明確にするために、まず、①基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させることを基本とする。②こうした理解・定着を基礎として、知識・技能を実際に活用する力を育成する。さらに、③この活用する力を基礎として、実際に課題を探究する活動を行うことで、自ら学び、自ら考える力を高めると考えている。①～③については、必ずしも一方向で進むのではなく、双方向性をもち互いに補完し合うものと考えている。

このように習得と探究の間に、知識・技能を活用するという過程を位置付けして重視することで、知識・技能の習得と活用、活用法の思考や活動と探究型の思考や活動との関係を明確にし、育成できると考えているのである。

(1)「基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させる」について

発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築する知識・技能がある。そのためには、反復学習をしたり、獲得した知識・技能を活用する場面を位置付けたり、体験や身体を通して理解したりすることにも配慮することが大切であろう。また、基礎的・基本的な知識・技能を、①社会的に自立していくために実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能と、②義務教育及びそれ以降の様々な専門分野の学習を進めていく上で、共通の基盤として習得しておくことが望ましい知識・技能とに区分して整理し、明確にすることを試みているところである。

(2)「知識・技能を活用し、考え行動する力の重視」について

もう一方では、思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力などといった、各教科等を横断して育むべき能力を検討し、以下のように整理した。

①感性に基づいて情報を整理する力

(例) 体験的な学習活動の中で感じ取ったことを言葉や絵などを用いて表現する。

②理性に基づいて情報を処理する力

(例) 事象に関する様々な情報を読み取り、分かりやすく表現する。

③知識・技能を実際の生活や学習において活用する力

(例) 健康・安全に関する知識を生かして自分の生活を管理する。

④課題探究や創意工夫をすることで、課題自体を発見したり、課題を解決したりする力

(例) 事柄を比較する、分類する、関連付けるなど考えるための技法を活用し、課題を整理する。

こうした力を学校の教育活動全体の中で伸ばしていくことが必要ではないかと考え、検討を進めているところである。

5

子どもの社会的自立の推進と社会の変化への対応

「確かな学力の育成」の他にも、「生きる力」である「人間力」の育成については、「子どもの社会的自立の推進」、「社会の変化への対応」を視野に入れ、教育内容の改善を検討してきた。

社会的自立の推進については、基本的な生活習慣や最低限の規範意識を身に付け、健全な倫理観や道徳性を養い、主体的に行動できる人間を育てること。また、音楽や芸術に親しみ人生を豊かにするためにも、感性や想像力、表現力などを育成すること。さらには、心身の健康の保持・増進などの力を身に付け

ることも求められている。

このように、社会の中で自己実現することのできる自立的な人間を育成することを目指しているのである。

一方、社会の変化への対応としては、情報、環境、法や経済などの様々な分野に求められる力は、「確かな学力」で育成する力と共通であり、合致するものであり、各学校がどの分野で育成するかを判断することが求められている。

その中でも、情報教育は、小学校の総合的な学習の時間、中学校の技術・家庭科、高等学校の情報科との関連を整理し充実させることが考えられる。環境教育は、社会科、理科、生活科、技術・家庭科、総合的な学習の時間等での取組を、エネルギー・環境問題の視点から見直すことが必要であろう。

6 おわりに

学習指導要領の改訂を目の前に控え、教育課程部会で審議されてきた「生きる力」や「確かな学力」について記してきた。この度の改訂は、そうした学校教育の目的を実現するために、「生きる力」や「確かな学力」を含めた教育課程の構造を明確にし、その実現に向けた道筋を示そうとするものである。

各学校現場においては、現行学習指導要領の趣旨や理念に基づき日々の実践を充実させることをお願いしたい。そうした取組が、新しい学習指導要領への対応にもつながるはずだからである。

参考文献

- ・「審議経過報告」中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 平成18年2月13日
- ・「学力から人間力へ」市川伸一編（教育出版）
- ・「キーコンピテンシー ～国際標準の学力を目指して～」ドミニク・S・ライチェン、ローラ・H・サリガニク編（明石書房）

学校・地域における不審者対策

—これまでとこれから—



●●●東京学芸大学教授 渡邊 正樹

1 安全確保の対策のこれまで

平成13年6月に発生した大阪教育大学附属池田小学校での学校侵入者による児童殺傷事件は、学校関係者はもちろん日本中の人々を震撼させた。筆者は当時、文部省（現文部科学省）による新しい学校安全参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』の作成に携わっていた。この事件をきっかけに、参考資料の内容において急遽防犯を従来以上に強化した上で、同年11月に発刊した。平成14年度に入ると文部科学省は安全で安心できる学校の確立を目指した「子ども安心プロジェクト」をスタートさせた。このプロジェクトは年々充実が図られ、現在に引き続き推進されている。

当時の文部科学省による対策は、学校への不審者侵入への対応が中心であった。まず「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」が作成され、全国の学校に配布された（平成15年2月）。それ以降、全国の学校ではこのマニュアルを参考として、学校独自のマニュアルの作成が進められた。さらに平成15年10月には、学校における特色ある危機管理等（特に不審者侵入対策）の取組を全国から集めてまとめた「学校の安全管理に関する取組事例集」も発刊された。

平成16年1月、文部科学省は子どもの安全確保のための留意点や、学校・家庭・地域等の連携についてまとめた「学校安全緊急アピール—子どもの安全を守るために—」を公表した。この中には学校による具体的取組に

ついでの留意点が以下のように示されている。

- ・実効ある学校マニュアルの策定
- ・学校安全に関する校内体制の整備
- ・教職員の危機管理意識の向上
- ・校門等の適切な管理
- ・防犯関連設備の実効性ある運用
- ・子どもの防犯教育の充実
- ・日常的な取組体制の明確化
- また同時に地域社会へも次のような要望が挙げられている。
- ・学校安全の取組に協力する人の組織化
- ・不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築
- ・「子ども110番の家」の取組への一層の協力
- ・安全・安心な「子どもの居場所づくり」

このように安全対策が進められてきた中で、平成17年2月に寝屋川市の小学校で教職員が卒業生に殺傷されるという事件が発生した。それに対して同年3月に文部科学省は「学校安全のための方策の再点検等について—安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告—」を出し、学校への不審者対応を一層確実にするための方策を示した。例えば、「授業中、昼休みや休憩時間等には原則として門は施錠しておく」、「原則として来校者に対しては応接スペースで対応する」、「さすまた、盾、催涙スプレー、ネット、杖（じょう）などは効果的である」等が挙げられている。

しかし平成17年末には、下校途中の女児が殺害されるという事件が相次いで発生した

ため、通学路の安全確保が新たな課題となった。事件発生直後に文部科学省は「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」を都道府県等に通達し、次の五つの柱からなる安全対策、すなわち①通学路の安全点検の徹底と要注意箇所所周知徹底、②登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底、③幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進、④不審者等に関する情報の共有、⑤警察との連携、を示した。

同時に内閣官房も子どもの安全確保のための取組を円滑に進めるため、関係省庁間の連絡調整を図ることを趣旨とする「犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議」を立ち上げた。

平成18年1月には文部科学省は、全国各地のすぐれた実践を集めた「登下校時の安全確保に関する取組事例集」をインターネット上で公開し、同年3月には「学校における防犯教室等実践事例集」を冊子体で発刊するとともにインターネットで公開した。さらに「防犯教室用の小学校低学年向けリーフレット」を印刷物およびPDFファイルで学校や関係機関へ提供するとともに、やはりインターネット上で公開した。

平成18年度の「子ども安心プロジェクト」では、新規事業として「地域で子どもを見守る全国ネットワークシステムの構築」、「子ども待機スペース交流活動推進」、「子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムに関する調査研究」が含まれた(図1)。特に「地域で子どもを見守る全国ネットワークシステムの構築」では、日

本各地に行われている地域主導の安全対策を全国に広めることを目的とし、学校による対策だけではなく、地域による安全対策の充実が重要な役割を果たすことが求められている。

2 不審者とは誰か？

ところで学校や地域の様々な安全対策で「不審者」という言葉がしばしば使われる。しかし「不審者」とは一体誰を指すのか？

前述の「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」では「正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとする者」と定義している。たとえ悪意がなくても、また保護者や卒業生であっても同様である。中には精神的な問題を抱えているために、学校の敷地内に入ってしまう人もいない。そのような場合であっても、その人を保護するためには不審者対応のマニュアルによって対応することが必要となる。しかし通学路や地域社会での不審者には、この定義は当てはまらない。

一般に不審者と聞いてどんな人を思い浮かべるであろうか？防犯教育の教材では、サングラスをかけた中年男性が、子どもへの犯罪加害者としてよく登場してくるが、本当にそうであろうか？

警察庁が発表した「子どもの略取誘拐事案」

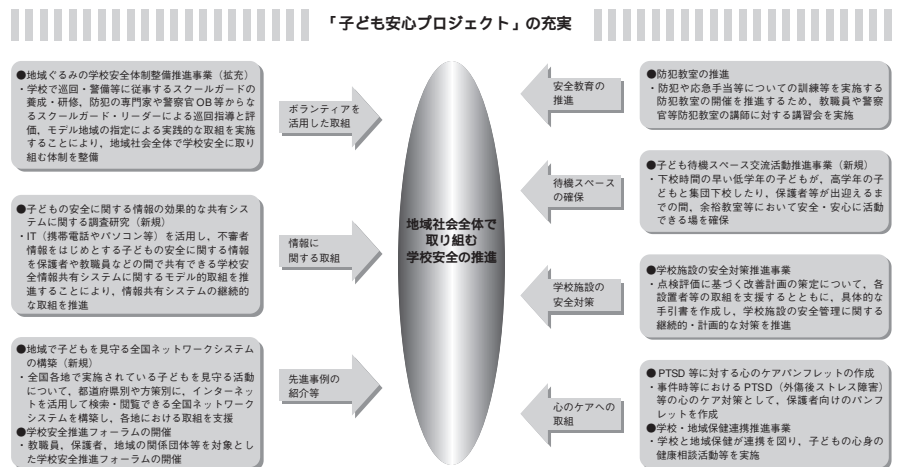


図1 平成18年度「子ども安心プロジェクト」(文部科学省)の概要

表1 略取誘拐事案被疑者の年齢と性別

警察庁データ（平成15年1月～10月）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
男	5	26	16	8	7	2	64
女	0	1	2	2	0	0	5
計	5	27	18	10	7	2	69

についてのデータ（表1）によると、被疑者の年齢では20歳代が最も多いが、60歳以上まで広がっている。また性別でも、1割弱ではあるが女性も含まれている。

実は年齢や性別、あるいは服装で見分けることのできる不審者という人間はいないのである。不審者への対応を児童に指導する場合、前述のような中年男性をモデルにすると、児童のいまだくイメージが固定する恐れがある。相手が未成年者や高齢者、あるいは女性だった場合には、疑いもなく相手を信じてしまうこともある。

また「知らない人についていかない」という指導もよくあるが、「知らない人」という言葉も要注意である。大人にとって知らない人とは「氏名、職業、住所が不明」な人を指すことが多いと思われる。しかし子どもたちは「氏名、職業、住所が不明」であっても、よく見かける人や何度か言葉を交わしたことのある人であれば「知っている人」と解釈してしまうことがある。さらに犯罪の加害者が児童の家の近所に住んでいて、児童とは日頃から顔見知りという場合もある。不審者とは「知らない人」だけと断定するのも適切とは言えない。

したがって特定の年齢や性別を推測されるような「不審者」や「知らない人」を用いた指導は、防犯教育としては適切とは言えないことになる。すなわち問題とすべきは「不審者」ではなく、「不審な行為」なのである。そして「知らない人」、「知っている人」で区別するのではなく、行為の内容を問題とすべきである。

では不審な行為とはどのような行為なのだ

ろうか。たとえば次のような例が考えられる。

- ・家族の知り合いだと言って近づいてくる。
- ・ゲームなどを使って、子どもたちの興味を引くように近づいてくる。
- ・困っている様子を見せて、近づいてくる。

またその場にふさわしくない物を手にしていたり、意味もなく接近してきたりする場合もある。「危険な場所」とともに具体的な行為の例を挙げて指導するとよい。

3 効果的な安全教育とは

筆者は平成17年暮に東京都の公立学校を対象として、防犯教育の実態調査を実施した。現在東京都の公立学校では防犯を中心としたセーフティ教室を実施していることから、防犯教育の実施状況は非常に良好であった。しかしいくつかの課題も挙がっている。

まず小学校から中学校、高等学校と校種が上がるにつれて防犯教育の実施率が低下している点が指摘できた。一般に子どもの犯罪被害では小学生が多いという印象を抱きがちであるが、事実とは異なっている。実は未成年者における犯罪被害件数では、高校生が最も高い数値を示している。そういう意味で高校における防犯教育は非常に重要である。また盲ろう養護学校における防犯教育の実施状況は比較的良好である反面、適切な教材がないなど課題の指摘も多かった。

小学校の防犯教育へ話を戻すと、取り上げている内容面では「学校への不審者侵入時」および「登下校時の防犯」は実施率が90%を超えていたが、「校外学習時の防犯」、「長期休暇中の防犯」、「帰宅後の防犯」などは実施率が低かった。また指導方法についても偏

りがあり、学外者による講話は多くの学校で取り入れられているものの、ロールプレイや討論などは少なかった。講義・講話形式のような一方的な指導に止まらず、様々な状況を考慮した指導の工夫を進めてもらいたい。

また近年防犯教育の教材は増える傾向にあるが、やはりそれぞれの学校や地域の状況にあった独自の教材開発や活動が効果的であろう。「通学路安全マップ」の作成は、子どもが危険箇所についての認識を深める上で効果的であるとされているが、様々な学年を組み合わせたグループを作ったり、保護者とともに作成したりするなど発達段階を考慮して作成することや、警察の協力を得ることもさらに効果を高める上で必要な工夫である。また子ども自身によるイラストや写真も有効である。ただし安全マップ作りでは、対象となる地域の住民のプライバシーなど人権面での配慮は不可欠である。

ところで先に述べた文部科学省作成の「防犯教室用の小学校低学年向けリーフレット」も有効に活用できるものである(図2)。小学校低学年では危険予測能力や危険回避能力は十分とは言えない。たとえば前記のマップ作りで言えば、学校で地図を学習するのが小学校3年生であるため、中学年以降の方が効果的と言えるであろう。したがって低学年においてはこのリーフレットにあるように、安



図2 防犯教室用の小学校低学年向けリーフレット
(文部科学省)

全についての約束を守ることに重点をおいて指導するとよい。もちろんその際には具体的な場面(たとえば子どもを誘う等)を用いて、子ども自身が考える指導も加えるとよいと思われる。

4 これからの子どもの安全対策

これまで子どもの安全対策といえば警察や文部科学省・教育委員会が支援の中心であったが、その後総務省、国土交通省といった他省庁による取組も始まった。

総務省は「安心・安全な社会の実現に向けた情報通信技術のあり方に関する調査研究会」をスタートさせ、子どもの安全対策でのICT(情報通信技術)の応用を議論し、平成18年7月には中間報告を発表している。

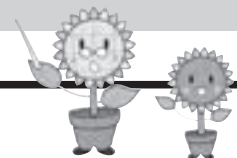
また経済産業省は全国学習塾協会が行う学習塾に通う子どもの安全対策を支援し、平成18年3月に学習塾での危機管理ガイドラインを発表した。

このような状況は先に述べたように、学校中心であった子どもの安全対策が、地域社会全体へと重点を移すようになったことによると解釈できる。しかしこれによって学校の役割や責任が軽減されたということではなく、地域社会とどう連携するかという課題が新たに示されたわけである。

例えば、学校は「学校安全委員会」を立ち上げ、関係者間の意見調整を行い、具体的な活動内容を明らかにしていく必要がある。「学校安全委員会」では地域社会全体で子どもを守るという意識を高めることが活動の活性化・恒常化につながっていく。地域社会主導で安全対策を推進していくが、学校はこれら関係者の連携を調整し、協働を図る中心的な役割を果たす。今後はこのような安全対策が必要となってくるだろう。

参考文献

「学校安全と危機管理」渡邊正樹(編著)
大修館書店、2006年



学習成績診断ソフト

ひまわり先生²⁰⁰⁷のココがすごい!

★ひまわり先生 2007 はテストの得点を入力するだけで、得点の自動集計ときめ細かい成績分析・診断が簡単にできる“光文テスト教師用集計ソフト”です。

特長

1

操作が簡単! 豊富な資料!

シンプルで
わかりやすい

メニュー画面がシンプルなので、
操作が簡単! わかりやすい!

●メニュー画面



成績処理ごとに機能が
まとめられているのも、
とてもわかりやすいですね!



成績処理の順にボタンを配置

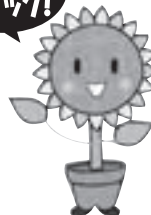
New

マウスで得点入力できます! (2つのテンキーで簡単入力!)



面倒な得点入力も、
キーボードの他に
「マウス用テンキー」で
入力できます。
特にノートパソコンの
場合には便利です。

ワン
クリック!



5点単位のテンキー

通常のテンキー

得点を入力
するだけ

指導に合った得点集計表と、
きめ細かい成績分析表を作成!

得点集計表【観点別・学期】

【観点別・年間】【単元別】【個人別】もあります。

テスト得点集計表・観点別 【算数】 (1/1)		5年1組		1学期																				
観点	単元	考え方		表現・処理		知識・理解		学期																
		小数のかけ算とわり算	1学期のまとめ	小数のかけ算とわり算	1学期のまとめ	小数のかけ算とわり算	1学期のまとめ	算点合計	到達率	算点合計	到達率													
配点		50	50	50	50	50	50	50	50	50	350													
期待得点		45	45	40	40	45	40	45	40	45	270													
受験平均		39	37	39	115	77	35	39	38	39	222	74	39	35	38	39	41	37	37	37				
1 有村 清美		35	35	35	105	70	B	30	40	15	30	35	25	175	58	C	45	50	40	40	50	25	50	
2 石川 暁		40	25	50	115	76	B	50	50	30	45	40	50	265	88	A	25	40	35	45	50	45	50	
3 上村 洋介		20	50	40	110	72	B	15	50	40	40	20	15	180	60	B	35	20	45	45	20	15	15	
4 岡田 ひとみ		35	45	25	105	70	B	45	40	45	45	50	40	265	88	A	50	25	40	40	40	45	50	29
5 加藤 良太		50	45	50	145	86	A	45	50	40	50	50	285	95	A	40	50	40	40	45	50	40	35	
6 片瀬 菜也		45	15	15	75	50	C	15	15	45	35	50	15	175	58	C	25	15	45	40	45	40	250	
7 藤又 由紀子		30	40	45	115	76	B	25	50	25	45	50	25	220	73	B	50	45	30	40	45	40	290	82
8 北島 真人		40	45	45	130	86	A	40	45	45	50	45	40	265	88	A	40	40	40	40	50	40	45	295
9 木村 美紀		50	30	45	125	83	B	25	25	50	35	40	40	210	70	B	40	40	40	40	40	40	40	280
10 工藤 伸吾		40	35	50	125	83	B	50	30	35														
11 古坂 瑠		50	50	40	140	93	A	45	50	40														
12 小西 千賀子		45	30	25	100	66	B	35	20	25														

各種資料が
選択できます

成績診断シート【観点別+単元別】

成績診断シート【観点別+単元別】(1学期) (1/2) 5年1組1番 有村 清美

算数	到達率	学習平均	到達率グラフ	学習の様子(単元別)
小数と整数のしくみ	75	75		小数と整数のしくみについてよく理解できています。
小数のかけ算とわり算(1)	83	76		「小数」×「整数」の計算めしかたについてよく理解できています。
小数のかけ算とわり算(2・3)	60	76		「小数」×「整数」の計算めしかたについてよく理解できています。
垂直・平行と四角形	70	78		垂直・平行と四角形のしくみについての理解や、存続することができています。
分数のたし算とひき算	85	77		分数のしくみについてよく理解できています。
偶数と奇数	50	75		偶数・奇数について復習しましょう。
1学期のまとめ	73	75		1学期に習った算数の学習についてよく理解できています。

本人: 70% 平均: 77%

本人: 80% 平均: 76%

【総評】1学期の算数の学習がだいたいできています。

【考え】算数的な活動を通して、数学的な考え方の基礎を身につけ、論理的に考えたり、総合的に考えたりすることを、さらに身につけましょう。

【表現】小数や分数の計算や、それらを用いること、図形の性質を調べたりすることが身につくように努力しましょう。

【知識】小数や分数の計算の意味、基本的な図形の意味や性質についての理解が十分身についています。

【観点別・学期】【観点別・年間】【単元別】もあります。



保護者への説明も万全です! ➡

New すべての資料が Excel[®]ファイルで出力できます!

資料の活用に合わせて、自由に加工ができます。

特長 2 学年全体での 専科・少人数別の成績集計

実現! (例えば)学年全体(2学級)を
少人数別3クラスに編成もOK!

●少人数クラスの編成は簡単! あとは得点を入力するだけです。

最大6クラスまで集計可能

① 学年の全児童から児童を選択して、

② 少人数クラス編成ボタン

③ 各少人数クラスに移動して登録!

●各種資料は自動的に作成!

クラス別得点集計表【単元別】

少人数クラスと学級の画面の切り替えも簡単にできます。

単元名：小数のかけ算とわり算(1)

のびのびクラス 25名					ぐんぐんクラス 22名					ガンバリクラス 23名							
児童番号	姓名	得点	高	低	合計	児童番号	姓名	得点	高	低	合計	児童番号	姓名	得点	高	低	合計
1	新井 浩典	50	50	50	150	1	藤田 真希	45	35	25	105	1	田村 直	60	50	30	140
2	藤田 ひとみ	15	15	20	50	2	津田 夢成	40	30	30	100	2	上村 洋介	30	30	30	90
3	北島 真入	30	20	40	100	3	加藤 和哉	20	20	20	60	3	加藤 真太	40	35	50	125
4	木村 典紀	20	20	30	70	4	内藤 奈津子	50	50	45	145	4	内藤 真由	15	15	40	70
5	津田 真央	45	45	35	125	5	内藤 航	50	40	30	120	5	藤文 奈紀子	45	50	40	135
6	津田 尚也	30	40	50	120	6	村上 孝典	15	25	50	90	6	工藤 伸吾	40	40	40	120
7	山本 誠	40	40	50	130	7	木村 誠	40	30	20	90	7	吉田 真	40	30	30	100
8	水野 悠真	45	45	45	135	8	藤原 一樹	35	35	15	85	8	小西 千景子	20	25	50	95
9	藤内 真	50	45	45	140	9	北島 夢成	15	25	25	65	9	藤田 浩	50	50	40	140
10	藤原 一真	30	25	25	80	10	藤原 沙かり	20	15	15	50	10	藤田 唯志	30	20	20	70
11	北島 真紀	30	25	25	80	11	藤原 結一	20	30	45	95	11	田村 朝日香	15	25	30	70
12	津田 真	35	25	25	85	12	藤原 結一	20	30	45	95	12	立川 幸一	45	45	50	140
13	木下 晴香	20	20	40	80	13	藤原 和哉	50	25	30	105	13	田村 奈津子	40	40	30	110
14	津田 航	50	50	50	150	14	藤原 結	40	45	45	130	14	神村 唯	30	25	30	85
15	津田 航	50	50	50	150	15	藤原 結	25	45	50	120	15	津田 真希	50	35	35	120
16	津田 幸	40	40	35	115	16	藤原 結	40	30	30	100	16	藤原 真希	30	25	25	80
17	津田 心	15	20	30	65	17	津田 結	30	30	40	100	17	津田 真	45	35	20	100
18	北島 真希	25	25	25	75	18	津田 結	20	15	15	50	18	津田 真	35	50	30	115

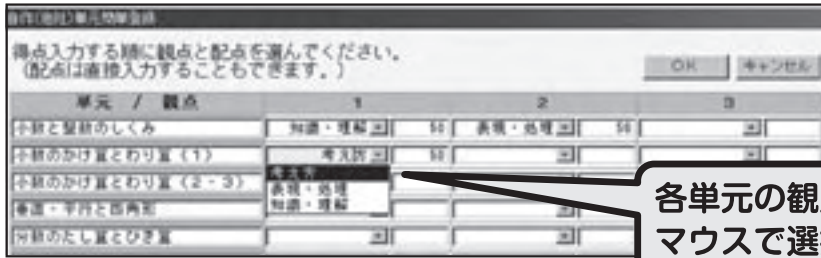
クラス間の児童の入れ替えや担任への成績コピーが簡単になりました!

特長 **3** 自作(他社)テストも簡単集計

**簡単設定
ウィザード**

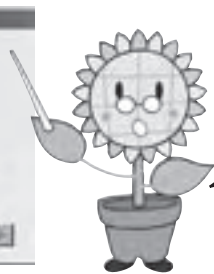
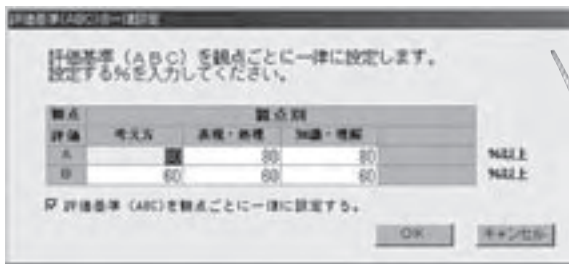
**面倒な単元設定も
マウスを使って選択するだけ!**

①自作(他社)テストを選択すると、「簡単登録画面」が自動的に起動します。



各単元の観点と配点をマウスで選択します。

②次に「評価基準の設定」が起動するので、設定後「OK」で完了です。



あとは、
光文テストと同様に
得点を入力するだけで
成績集計・分析資料が
作成されます。

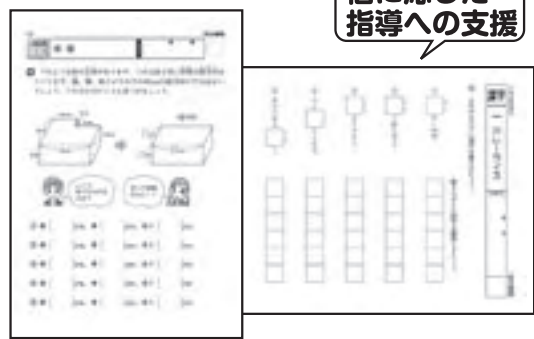
大好評 指導要録資料の作成 + 補充・発展問題の出力機能!

●指導要録資料



ひまわり先生は、成績だけでなく児童情報も記録することができます。さらに児童情報と成績情報は自動的に「指導要録資料」にまとめられ、児童の年間記録としてご利用いただけます。

●補充・発展問題



個に応じた
指導への支援

単元別の補充問題・発展問題(プリント)の児童用と教師用が印刷できます。

国語 算数 ■■■▶ 補充・発展問題
理科 社会 ■■■▶ 補充問題 **New**

これは使える！！ 「ひまわり先生」を使って子ども達 のための時間の確保を！



埼玉県川越市立仙波小学校 教諭 池田 直人

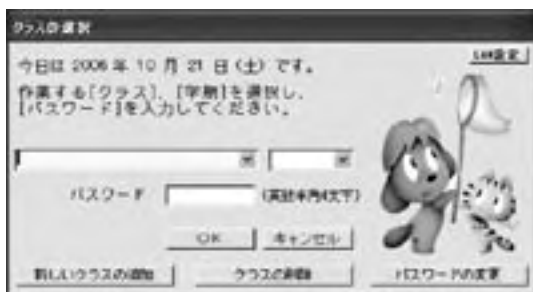
はじめに

今まで私は、いろいろな成績処理ソフトを利用してきた。『どのソフトも同じような物』。それが今までの感想であった。しかし、この「ひまわり先生」は違った。「ひまわり先生」の完成度の高さに驚いた。以下に、このソフトのすばらしさを述べたいと思う。

児童登録が簡単

私の学校では、エクセルファイルで全校児童分の図書の出し出し名簿を作っている。そのデータから、クラス名簿をコピーし、貼り付けるだけで完成である。（一太郎のファイルでも使える。）

起動画面のシンプルさとセキュリティ



私は自宅のパソコンと、普段持ち歩いているノートパソコンの両方に「ひまわり先生」をインストールしている。クラスと担任名、パスワード設定だけで、共有が可能である。しかも、データは「ひまわり先生」をインストールしているパソコンでしか読み取れないようになっているのだ。これならセキュリティ面でも安心である。



機能充実のメニュー



メニュー画面がシンプルで見やすく、自分が必要な機能が探し出しやすく、扱いやすい。

私が主に活用したのは、「得点入力」「得点集計」「成績分析」「児童情報」である。

①得点入力



得点入力の際、配点以上の点数を入力すると、エラー音が鳴り、知らせてくれる。(以前私が使っていたソフトでは、満点の点数が入力されてしまった。) 私は、この機能に助けられたことがあった。

また、カーソルの移動を右か下かに切り替えられる機能も重宝した。

②得点集計



学期ごとの成績が、単元別、観点別に集計され表示される。評価基準も、もちろん自分で設定できる。印刷が1ページに収まるのもよかった。自作テストも加味できる、非常にすぐれものである。

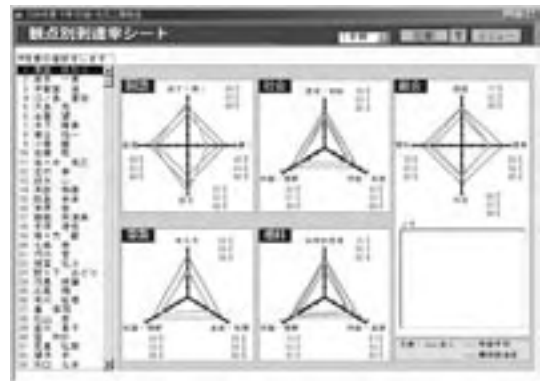
③得点集計「総合的な学習の記録」



指導要録資料に入力すれば、「総合的な学習の記録」のページが更新されていくので、児童それぞれの課題解決への軌跡も分かり、便利だ。

学期ごとに入力しておけば、誰が何をしているかが一目で分かるので、助言等の計画を立てる助けになった。

④成績分析「観点別到達率シート」



私の学校では、今年から家庭訪問を自宅確認訪問とし、夏休み中に保護者面談を始めた。

1学期が終わっている事もあり、子どもの学校での様子や学習状況について詳しく面談できるのだが、その時に活用したのがこの「観点別到達率シート」である。

期待到達率と、学級平均、自分の点数が色分けして表示され、子ども一人一人の到達度が一目でよく分かる。ちょうど夏休み始めの面談だったので、得意分野を伸ばしたり、苦

手分野を克服するきっかけにもなったようだ。

また、メモ欄がついているので、夏休みに取り組んで欲しい事や苦手分野克服のアドバイスなども書き入れられ、保護者にも好評だった。

⑤成績分析「観点別成績診断シート」



さらに詳しく学習の様子まで知らせたい場合は、この「観点別成績診断シート」を使った。文章は自動的に入力される。編集もできるので便利だった。

⑥成績分析「観点別成績一覧シート」



学年末にこの「観点別成績一覧シート」をもとに児童と面談予定。児童の学期ごとの頑張りを認め、中学に向けての意欲付けを図りたい。

⑦児童情報「指導要録資料」



成績の方は得点入力をしてあげれば自動で表示してくれる。特別活動の記録、行動の記録、総合的な学習の時間の記録、総合所見も3学期分入力できるので、学期ごとに入力しておけば、年度末の指導要録作成にかかる時間が大幅に削減できる。

おわりに

学期末の成績処理。教務手帳を見ながら計算機を片手に平均点を算出していた頃を思い出す。今や様々な成績処理ソフトが出され、どの会社のテストを購入しても手に入れる事ができるようになった。その中でも「ひまわり先生」の良さは前述の通りである。特におすすめの理由は「処理スピード」にある。児童一人一人の情報を引き出す時のスピードが速い。

教師は雑務が多い。その時間を少しでも削減し、時間を有効に使いたい。子ども達に直接関わる教材研究、授業分析に時間をかけたい。

その意味でも、「ひまわり先生」には感謝している。まだまだ使いこなせてはいないが、自分なりの利用方法で、工夫しながらこれからも使っていきたいと思う。また、これからのさらなる進化を期待している。

ひまわり先生と共に成長



●●● 沖縄県那覇市立宇栄原小学校 教諭 長嶺 文士郎

はじめに

学級担任を悩ませる大きな仕事の一つに、学期末の成績処理があげられるのではないのでしょうか。教師になりたてのころの私は、エクセルで成績処理をしていました。エクセルに詳しい先生に表を作ってもらい、そこに各教科の成績を打ち込んでいく、という寸法です。得点さえ入力すれば、合計、平均、ABCがすぐ出る、という気持ちで取り組んでいました。しかし、学年や教科によっては、基準得点や単元の数が違っていて、勉強不足だった私にとって、エクセルの関数の変更などはとても難しく、結局アナログでやったほうがずっと早かった、ということもありました。明け方にやっと印鑑が押せる状態になっていたことを考えると、昔の自分にかわいらしささえ感じます。

さすがに教職6年目になる現在は、少しずつ要領も覚え、昔ほど学期末に苦勞することもなくなりましたが、その大きな要因は、やはり「ひまわり先生」の存在だといえます。

「ひまわり先生」との出会い

教職3年目ごろだったのでしょうか。「単元テストについてくる成績処理ソフトは使えるよ」という先輩の言葉に、エクセル以外もためしてみようかな、と思いました。当時私が在籍する学校は、那覇市でも2番目のマンモス校でしたので、業者の方の出入りも頻繁で、比較的多くの成績処理ソフトを入手することができました。数種類ある中で、日に飛び込

んできたのは、「学習成績診断ソフト ひまわり先生」の文字でした。私はこのとき一発で「ひまわり先生」に決めたのです。その理由は、個人的ですが、私の長女の名前、「長嶺 ひまわり」と同じ名前だったからです。とても幸せな気分になったのを覚えています。偶然も縁のうち、ということで、私はその年度の成績処理を「ひまわり先生」で行うことにしました。しかし、いくらかわいい娘と同じ名前でも、使いづらいソフトだったら、現在は活用していないと思います。毎年少しずつマイナーチェンジをくり返し、痒いところに手が届くようになっていく「ひまわり先生」。娘の成長と一緒に手ごたえを感じています。

これから私の具体的な活用例をあげて、「ひまわり先生」の使いやすいところを紹介させていただきたいと思います。特別にすごいことをしているわけではなく、当たり前の機能を活用しているだけなのですが、少しでもお読みになった先生方の参考になれば幸いです。

活用例(その1)

基本設定で年間を見通す

学級担任をしていると、毎年4月には各種の児童名簿の作成などの学級事務に追われます。私の場合は、基本的な名簿はすべてエクセルで作成していますが、ひまわり先生はエクセルからのコピーも簡単なので、とても助かっています。

各教科で採用するテストが学年の話し合いで決定したら、早速ひまわり先生で教科書の基本設定を行います(図1)。



(図 1)



(図 2)

一見難しそうに見えるこの作業も、画面の指示にしたがって、業者名やテスト名を選んでいだけなので、とっても簡単です。家庭科や保健などの沖縄県版のテストは選択肢にないのですが、「自作テスト」で簡単に設定できます。特に複雑そうに見える得点基準設定も、土台が設定されているので、学年で話し合った A 基準や B 基準の得点を教科によっては少し修正するだけです。仮に、この基本設定を後から変更しても、それまでに入力したテストの点数データは自動的に保存されています。完全にバックアップされていて消去される心配はありません。テストの得点の入力だけを行い、得点基準は学期末に設定しても大丈夫です。あとからの基本設定の変更も全くデメリットがないのです。私の場合は、年度初めにひまわり先生の基本設定をすることで、各教科各単元のおおまかなテスト計画の見通しにもなっています。あせらず、ゆとりをもって評価をすることができますし、何より年度始めに基本設定をしていると、「今年も始まったぞ」と心が引き締まる思いがします。

活用例(その 2)

学級平均を児童、教師、保護者が活用

私は、実施したテストをなるべくその日のうちに採点して、ひまわり先生に入力するようにしています(図 2)。学期末にまとめて入力する手間が省けますし、テスト返却の際、すぐに児童に学級平均を提示することができ

るからです。実際の入力時間は、社会科のテスト 3 観点で約 8 分間という短時間でした。

学級平均は、児童一人一人が相対的な評価の目安にすることができるだけでなく、手ごたえのあった単元や指導の行き届かなかった単元などの教師自身の反省材料にもなり、補習や次の単元への指導のモチベーションを高めるのにも役立ちます。最近では、毎週発行している学級便りに、返却したテストの平均点を載せるなどして、保護者からも「ある程度の目安になる」「テストが返されたことがわかるようになった」と好評(?)をいただいております。ひまわり先生のおかげで、児童、教師、保護者が、学習を振り返る良い機会を生み出すことができるようになりました。

活用例(その 3)

学級保護者会、個人面談の資料作成

学級保護者会や個人面談のときには資料をそろえるのも一仕事です。正直に言いますが、学年で統一した資料や、あとで家庭で読んでもらえば済む資料を読み合わせたりしたこともありました。今思えば、全く個に応じた話し合いではなかったなあと反省しております。しかし、今では、ひまわり先生を使って、これまでの学習の内容を簡単に資料として作成することができるようになりました。しかも、資料としてのスタイルも、個人の学習成績診断シート(図 3)、学級の成績一覧、レーダーチャート(図 4)、教科別、観点別、単元別等、



(図3)



(図4)

目的に応じてすぐに用意することができます。

さらに、ひまわり先生では、有料の学力検査の結果用紙にあるような得点に応じた診断文も表示されます。その診断文も編集できるので、より一人一人の児童に即した資料を作成することができます。ひまわり先生のおかげで、学級保護者会や個人面談で必要な学習面での資料作りがとても楽になりました。

活用例(その4)

実るほど こうべをたれる 学期末

何と言っても「ひまわり先生」がその威力を発揮するのは学期末です。これまで単元テストが終わるたびにコツコツ入力してきた集計を、あっというまに印刷できます。沖縄県では「よいこの歩み」という通信簿が一般的ですが、教科によっては、単元別で評価したり、観点別で評価したりと学校の方針でまちまちです。しかし、ひまわり先生では、どちらの



(図5)

評価にも簡単に対応できるので、安心して、ゆとりをもって学期末の成績処理に取り組むことができます。仮に、図工や体育などの実技系の教科でも、自作テストで評価を点数化できれば、学期末の成績処理もさらにスムーズになるかもしれません。学期末になればなるほどひまわり先生には頭が上がりません。

そして学年末には、学期末の処理に加え、指導要録の記入という大仕事が控えています。指導要録の記入は観点別の評価であるため、ひまわり先生を活用すれば、学期末よりもさらにスムーズに一年間を通した成績処理を短時間で行うことができます。もちろん個の学習状況に応じた指導要録のコメントも編集できます(図5)。ひまわり先生を活用することで、本当にスムーズに学期末・学年末処理ができるようになりました。

まとめ

これまでの活用例から、私がどれだけひまわり先生にお世話になっているか、おわかりになったと思います。ひまわり先生のおかげで、児童と触れ合う時間や教材研究にかける時間がどれほど稼げたかと思うと、本当に感謝の気持ちで一杯です。私も娘も、これからもひまわり先生と共に成長していきたいです。



学校評価システムの構築と 担任による評価のシステム化



○子どもの学力を評価し説明するための“ひまわり先生”の導入

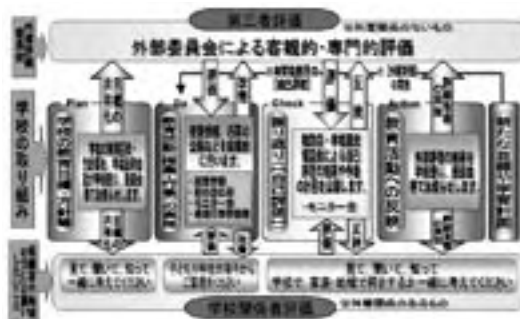
●●●● 地域運営学校福岡県春日市立日の出小学校 教諭(教務主任) 今林 裕次

はじめに

本校は、福岡市の南に隣接した春日市北部に位置し、本年度で開校8年目を迎えた新しい学校である。開校当初から「学びとふれあいのコミュニティづくり」を合言葉に学校づくりを推進してきた。さらに、平成17年度から2カ年間、文部科学省による「コミュニティ・スクール調査研究校」の指定を受け、学校・家庭・地域の三者による「学校運営協議会」を設け、協議や承認、評価等を進めながら三者が連携した開かれた学校づくりを精力的に推進している。

本校の「学校評価システム」

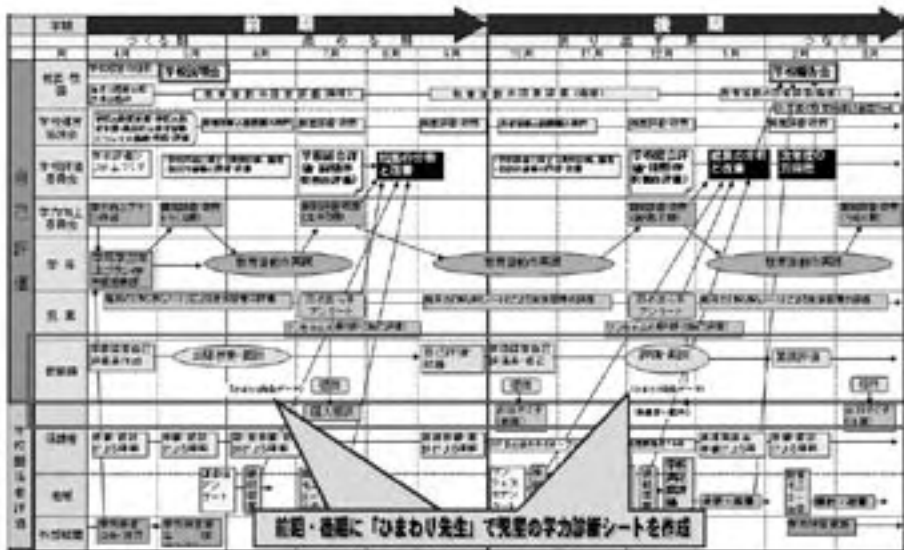
本校の「学校評価」の大きなねらいは、子どもたちに、重点目標である「豊かな学力と心」を育むため、学校・家庭・地域が双方向の信頼の上に立って、それぞれの果たすべき役割を確認し、共に手を携えて「育てたい子ども像」の実現を目指した「共育」を創造していくことである。そのために、教職員や学校運営協議会による「内部評価」と、保



【図1 本校の学校評価システムのイメージ図】

護者や地域の方及び専門家による「関係者・外部評価」を行い、学校・家庭・地域の三者が一緒になって、子どもたちの教育を考えていく評価システムを構築することがきわめて重要であると考えている。

【図1】は、三者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち、改善に向けての努力を重ねながら子どもたちの教育を推進しようとする「学校評価システム」のイメージ図



【図2 学校評価等年間計画】

である。さらに、評価者それぞれが行う評価を全体的・時系列的にまとめたものが、【図2】の「学校評価等年間計画」である。本校では、今年度から2学期制を導入した。1年間の評価を考えるに当たり、2学期制の導入をどのように有効に機能させるかも重要な課題としてとらえている。そこで、1年間を大きく4つの学習ステップに分けた。前期は、4・5月を「つくる期」、6～9月を「高める期」とし、後期は、10～1月を「創り出す期」、2・3月を「つなぐ期」としている。そして、各期ごとにねらいをもった教育活動を展開し、評価もそのねらいに沿って行うことにした。【図1】を見て分かるように、評価システムのPDCAサイクルが前期と後期それぞれで1サイクルするように考えている。すなわち、本校の「学校評価システム」は、それぞれの評価者が行う評価を前期・後期のサイクルの中で関連付けて「結果の分析」と「改善の方策」を立て、前期から後期への実践の改善、さらに後期から次年度への方向性を明確に示していくことを指している。

「ひまわり先生」を導入した学力評価のねらい

前述した通り、本校では、学校・家庭・地域の三者が連携しながら子どもの教育を推進している。本校の教育活動は、次の6つの柱を立てている。【学力】【健康・体力】【生活力】【モラル】【かかわる力】【安全対応力】である。これらを三者が“協働”“役割分担”して向上させているが、【学力】の向上は学校で担任教師が主導している。

この学力向上の取り組みに、全担任教師が「ひまわり先生」の「成績診断」機能を活用することにした。導入の理由は、次の3つである。①2学期制の導入で、通信簿による評価は3回から2回に減るが、夏期（個人懇談時）と冬期に「ひまわり先生」の「成績診断シート」（及び子ども自身の自己評価カード）



【図3 「ひまわり先生」メイン画面】

をもとに説明し情報交換することができるので、子どもの学力を保護者に伝える機会が増えること、②学校全体で取り組むことで、保護者に伝える情報の観点が担任間で共通化でき、明確でより客観的なデータをもとに改善策を立てることができること、③数値等の入力をすれば、個人のカードやデータ、成績一覧等を簡単に作成できることや、懇談資料・成績処理に活用できることから、学級事務の効率化が図られること、である。

①は、学校（担任）の「説明責任」の点からも重要である。②は、【図4-④】の“単元別成績診断シート”にみられるように、グラフでその内容の到達の度合いが分かり、診断文で努力する点が明確に示される。③については、「児童一人一人の情報や数値を入力しなければならないので、かえって煩雑になる。」との指摘も考えられる。また、教師によって、操作の習熟の度合いも異なる。しかし、名簿作成さえすれば、「ひまわり先生」に入力したデータは、多様に活用できる。極端な使い方を言えば、第1学年で「エクセル」で児童名簿を作成し学校で一括して厳重に名簿を管理できるならば、転出入の修正だけで6年間「かんたん登録」で済むのである。数値の入力は、ペンで用紙に書くかキーボードをたたくかの違いである。何よりも、グラフで視覚的に把握できる点や、診断文が成績に応じて自動的に表示される長所は、「ひまわり先生」による処理ならではのものである。

他の方法で学力の分析や個人懇談資料作成を行おうとすれば、より多くの時間を費やさなければならないことは自明である。

学校全体で「ひまわり先生」を成績診断に導入するためには、すべての担任の共通理解を得ることが大切である。本校では、前年度「ひまわり先生」を活用していた担任から、便利さや保護者説明資料作成等の利点を伝えてもらうことで、了承を得ることができた。

活用の注意点

全担任が「ひまわり先生」を活用する場合、幾つか注意しなければならない点がある。

(1) セキュリティを万全に

その一つ目は、セキュリティの問題である。テストの数値その他の登録されたデータは完全な個人情報であり、担任によって厳重に管理されなければならない。「ひまわり先生」で入力されたデータは基本的にハード内に管理されるので、パスワード等で確実に担任の管理下に置かなければならない。

また、校内LANのような「閉ざされた」環境の中でも情報が流れるようなことがあってはならない。インターネット上に情報を載せることは論外である。

(2) 常に子どもの伸びの入力と活用を

二つ目は、こまめにコンピュータを開き、機能を活用したり入力したりすることである。前述したとおり、「ひまわり先生」を活用することは、担任の学級事務の効率化が図られることである。自作テストや小テストなどの数値入力を後で行おうとして溜めてしまったり、他の用紙等にすべて記入してから転記(一括入力)したりしようとしたら誰でも嫌になる。また、「ひまわり先生」の豊富な機能を活用して、補充・発展問題を利用したり、「総合的な学習の時間」のメモを打ち込んだりしていけば、児童の情報は確実に増えていく。要は、こまめに「ひまわり先生」を開き、数値を入力・処理し、評価に必要な機能やデー

【図4「ひまわり先生」活用の主な流れ】

① 児童の登録 (年度当初)



② 得点入力 (随時; 各単元末)



③-1 診断 (個人の分析)

[単元別到達率シートの作成]

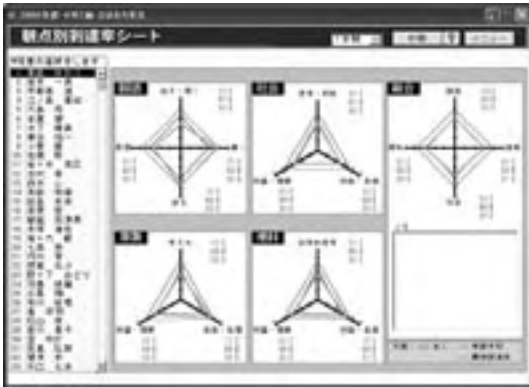
※棒グラフで到達度や傾向を見る



③-2 診断（個人の分析）

〔観点別到達率シートの作成〕

※レーダーチャートで教科毎の到達度・傾向を見る

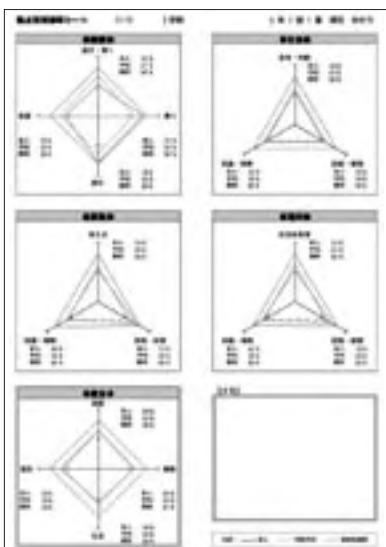


④ 保護者説明用の個人診断シートの作成

※個人懇談（7月）で活用

〔単元別成績診断シート〕

単元	到達率	傾向	備考
算数	85%	安定	
国語	75%	向上	
英語	65%	向上	
理科	80%	安定	
社会	70%	向上	
総合	75%	安定	
音楽	80%	安定	
体育	85%	安定	
道徳	80%	安定	
外国語	70%	向上	
総合的な学習の時間	75%	安定	
特別活動	80%	安定	
家庭科	75%	向上	
保健体育	80%	安定	
キャリア教育	70%	向上	
情報教育	75%	安定	
総合的な学習の時間	75%	安定	
特別活動	80%	安定	
家庭科	75%	向上	
保健体育	80%	安定	
キャリア教育	70%	向上	
情報教育	75%	安定	



タを確認し活用していくことである。

(3) データの確実な保存と管理を

一つ目の「セキュリティの問題」と関連する問題として、入力したデータの保存場所と複数の媒体保存の検討も必要になる。大切な文書等のデータが壊れたり失われたりした経験は誰でも少なからず持っている。電子媒体やコンピュータ自体が壊れた経験を持つ人も多い。コンピュータは、ソフトもハードも電子媒体も万全ではない。

「学校評価システム」と「担任の評価システム」

導入で、本校の「学校評価システム」について、本論で「担任による評価のシステム化」を図ることについて述べた。ここで、「システム」のとらえ方の違いについて補足したい。

本校の「学校評価システム」は、PDCAサイクルにおける教育の諸活動に対する、それぞれの評価者による評価を関連付けた、総合的な組織・体制のことである。それに対して、「担任による評価のシステム化」は、「学校評価システム」の前期・後期の目標や時期区分に沿って「子どもの学力を高める」ために、「ひまわり先生」とコンピュータの機能を活用した規則的な評価の営みを指す。本校は地域運営学校であり、家庭・地域に「ひまわり先生」を活用して、子どもの学力を説明しながら三者が連携して子どもを育てていこうとしている。担任による地道な評価の営みなくしては、子どもの学力は高まらず、今日問われている「学校評価」も成立しない。

おわりに

光文書院の加藤祥晴課長と浜口啓一氏には、本校の「ひまわり先生」導入に際して何度も足を運んでいただき感謝している。「ひまわり先生」が今後、本校の担任はもちろん、全国の担任の学級事務の効率化を推進していくことは想像に難くない。

改正教育基本法と旧教育基本法の比較

(※下線部・枠囲いは、主な変更箇所)

改正教育基本法	旧教育基本法
<p>前文 我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、<u>公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</u> ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p>	<p>前文 われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。 われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。 ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p>
<p>第一章 教育の目的及び理念 (教育の目的) 第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 (教育の目標) 第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一 <u>幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</u> 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、<u>創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</u> 三 正義と責任、<u>男女の平等</u>、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、<u>公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</u> 四 <u>生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u> 五 <u>伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u></p>	<p>第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、<u>実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</u></p>
<p>(生涯学習の理念) 第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p>	<p>(新設) 第三条 (教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。</p>
<p>(教育の機会均等) 第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p>	<p>(新設) 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>
<p>2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設) 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>
<p>第二章 教育の実施に関する基本 (義務教育) 第五条 国民は、その保護する子に、<u>別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。</u></p>	<p>第四条 (義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。</p>

改正教育基本法	旧教育基本法
<p>2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。</p> <p>(削除)</p> <p>(学校教育)</p> <p>第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。</p>	<p>2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。</p> <p>第五条 (男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。</p> <p>第六条 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。</p>
<p>2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>「(教員) 第九条」として独立</p>	<p>2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p>
<p>(大学)</p> <p>第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p>2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(私立学校)</p> <p>第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(教員)</p> <p>第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、<u>絶えず研究と修養に励み</u>、その職責の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、<u>養成と研修の充実が図られなければならない</u>。</p>	<p>【再掲】 第六条 (略)</p> <p>2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p>
<p>(家庭教育)</p> <p>第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

改正教育基本法	旧教育基本法
<p>(幼児期の教育)</p> <p>第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(社会教育)</p> <p>第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p>	<p>第七条 (社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。</p>
<p>(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)</p> <p>第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(政治教育)</p> <p>第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>	<p>第八条 (政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>
<p>(宗教教育)</p> <p>第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>	<p>第九条 (宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>
<p>第三章 教育行政</p>	
<p>(教育行政)</p> <p>第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</p>	<p>第十条 (教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。</p> <p>2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。</p>
<p>2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(教育振興基本計画)</p> <p>第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第四章 法令の制定</p>	
<p>第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。</p>	<p>第十一条 (補則) この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。</p>

先生方のご要望にお応えして

光文の
テストは

選べるテスト



国語

国語A

基礎・基本の
評価に！



国語V

学期に2回
「チャレンジテスト」
教科書以外の引用文



国語E

1単元2枚
「読む」で1枚、「言語」で1枚

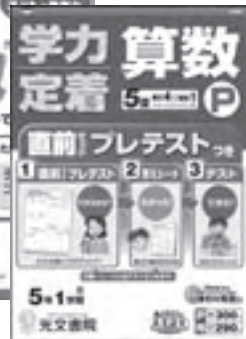
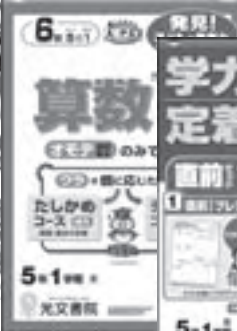
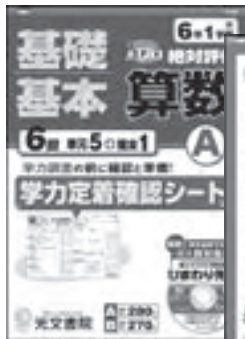


算数

算数A

基礎・基本の
評価に！

「たしかめシート」
が全児童に
全単元分つきます。



算数V

裏がコース別
(補充と発展)の
個に応じた問題

算数P

直前チェック
プレテストで
学力の定着！

New

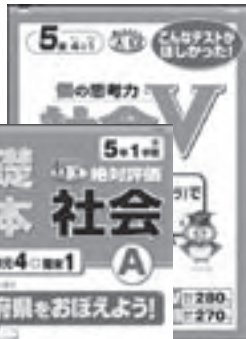
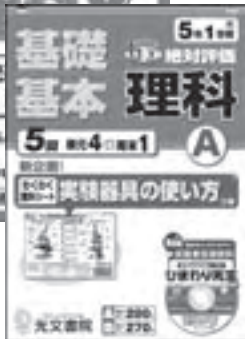
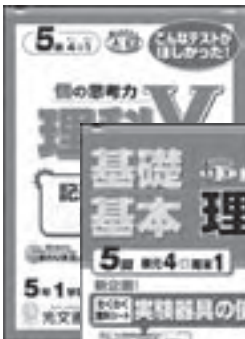
理科・社会

理科A

基礎・基本の
評価に！

理科V

記述式で
児童一人一人の
思考力を評価！



社会A

基礎・基本の
評価に！

社会V

記述式(裏)で
児童一人一人の
思考力を評価！

- 各テストには期末なしのB, VB, EB, PBもあります。
- 2学期制もご用意しています。
- 全テストに「ひまわりROM」がついています。

国語・算数のドリル・プリント教材を選ぶなら…

光文書院の
ドリル・プリント教材

充実のラインナップ

国語のドリル・プリント教材

なによりも漢字の力を
定着させたい

ノートに何度でも
漢字を練習
させたいわね。



読み方から文作りまで、
ていねいに身に
つけさせたい
ですね。



10漢字ずつ確実に身に
つけさせたい
ですね。



国語の力を総合的に
のばしたい

文法・読解などの要素も
入ったものが
ほしいわ。



バラ式で評価にも
使えるものが
よいですね。



習熟教材の定番

くりかえし漢字ドリル



漢字の意味・
使い方・なりたち
がわかる

漢字の
学習



1週間で10漢字をマスター

漢字Vスキル



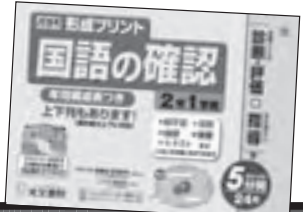
漢字・言葉・読解の総合ドリル

国語Vドリル



バラ式形成プリント

国語の確認



算数のドリル・プリント教材

基礎・基本の力を
定着させたい

たくさんの問題を
何度も練習
させたいわ。



計算力が確実に定着

くりかえし
計算ドリル



計算のしかたを確実に
身につけさせたい
ですね。



書き込み式・方眼ドリル

計算
ぐんぐん



基礎・基本から発展問題
まで取り組ませたい

基礎から発展まで
ステップ式で
学力アップを
図りたいわ。



習熟度別学習に最適

計算V
スキル



毎ページに基礎から
発展までの
問題がほしい
ですね。



算数の総合的な力を
身につける

算数V
ドリル



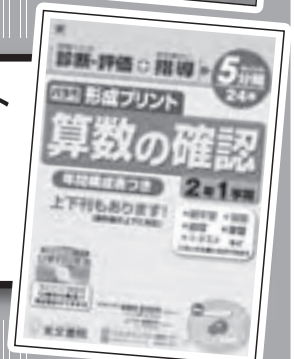
その日に自己
点検させたい

バラ式で評価にも
使えるものが
よいですね。



バラ式形成プリント

算数の
確認



ちびまる子ちゃんのドリル★をご紹介します!

くりかえし
計算ドリル

(学期刊 330 円, 上下刊 480 円)



くりかえし
漢字ドリル

(学期刊 330 円, 上下刊 480 円)



3ステップ式で学力向上!
算数Vドリル

(上下刊 490 円)



言語力+読解力が身につく!
国語Vドリル

(上下刊 490 円)



※各学校納入定価は消費税込み

ちびまる子ちゃんシール★



(くりかえしドリルでは別売10円です。)

©さくらプロダクション/日本アニメーション

新登場!

学力定着 算数 P
直前チェックプレテストつき

児童が自信をもち、算数が好きになる!

平成19年度4月、光文の選べるテストに
新しい仲間が加わります。ご期待ください。



V/PRESS

2007
vol. 5

フイブレス 第5号

発行 平成19年1月

著作兼
発行者 長谷川 知彦

発行所 株式会社光文書院

〒102-0076 東京都千代田区五番町14

TEL03-3262-3271(代)

URL <http://www.kobun.co.jp/>